

厚生労働大臣が定める掲示事項

指定許可事項

当院は次の指定を受け診療を行っております。

- 保険医療機関
- 生活保護指定医療機関
- 難病指定医療機関

届出事項

当院は関東信越厚生支局長に次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- 外来感染対策向上加算
- 物価対応料
- 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- 夜間・早朝等加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療情報の取得について

当院は、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認を行う体制を有しております。当院を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

一般名での処方について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」をおこなう場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定により2024年10月1日から、長期収載品を患者さんが希望した際に、選定療養費として自己負担額が発生します。

長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省のホームページをご確認ください。